

# 平成30年度 第3回潮来市総合教育会議 次第

日時：平成31年3月29日（金）14：30～

場所：潮来市役所3階 議員控室

1 開 会

2 あいさつ

3 協議事項

(1) パブリックコメントについて

(2) 潮来市教育大綱（案）について

(3) その他

4 閉 会

## 潮来市総合教育会議 名簿

### ○構成員

職 名	氏 名
市 長	原 浩 道
教 育 長	横 田 直 樹
教育長職務代理者	飯 島 耕 作
教 育 委 員	小 沼 由 紀 子
教 育 委 員	飯 田 三 矢 子
教 育 委 員	塚 本 健 二 郎

### ○事務局

課 名	職 名	氏 名
市 長 公 室	室 長	吉 川 博 美
秘書政策課	課 長	茂 木 衛
秘書政策課	課長補佐	濱 野 一 也
秘書政策課	係 長	大 川 敏 幸
秘書政策課	主 幹	石 山 洵

### ○教育部局

課 名	職 名	氏 名
教 育 部	部 長	石 津 利 衛
学校教育課	課 長	前 島 正 治
学校教育課	課長補佐	実 川 治 子
給食 センター	センター長	小 沼 政 範
生涯学習課	課 長	埴 誠 一
生涯学習課	課長補佐	吉 川 増 夫
国体推進室	室 長	永 山 由 治

## ■パブリックコメントに対する回答

NO	意見の内容	回答
1	<p>法的には教育振興基本計画で兼ねることができず、潮来市においては「兼ねない」との判断です。教育大綱と教育振興計画をそれぞれが並行して作成しているように感じます。後付けで教育大綱ができていくように思います。教育振興計画の中には教育大綱の要素が含まれています。教育振興計画については教育大綱についても記載されています。</p> <p>教育大綱を受けて（または同等の場合）は一体となって教育振興計画が作成されていくようです。教育振興計画に総合教育会議の意見が反映できるような仕組みであればいいのではありません。</p>	<p>国の通達により、総合教育会議において教育振興基本計画を教育大綱として代えると判断した場合は、別途大綱を定めなくても良いことになっておられますので、次回の改定の際に検討させていただきます。</p>
2	<p>教育大綱はどこまで検討し、決定し、記載するのが難しいように思います。今回の素案では活用できるところが少なく思えます。教育大綱だけを見ても教育に関するものについて何をしたいのかや他との関連性ははっきりわかりません。また、教育大綱と教育振興基本計画の2つが別々にあると目標とすべきところの間口が広がりづらいうように感じます。</p>	<p>教育大綱は、教育の目標や施策の根本となる方針を定めるものとなりますので、細かな施策等は記載しておりません。また、ご意見につきましては、次回の改定の際に参考とさせていただきます。</p>
3	<p>1 ページ</p> <p>(1) 平成27年4月1日に施行は無くてもいいのではないかと。</p> <p>(2) 図についてはもう少し検討が必要では。下の点線で囲まれた部分は無くてもいいのではないかと。計画が5つ記載されているがなぜ5つなのかはわかりづら。</p>	<p>(1) 教育大綱がどの法律によって、いつ定められたかを記載させていただいております。</p> <p>(2) 教育大綱は総合教育会議で協議・調整し策定することとされているため、位置づけをさせていただきました。また、計画を5つ記載していることにつきましては、教育に関連する計画を記載しております。</p>
4	<p>2 ページ</p> <p>(3) 実施期間の図 第7次総合計画では前期、後期と明記しているが、教育大綱、教育基本計画は前期、後期としないでいいのか。</p>	<p>総合計画は前期5年、後期5年の10年計画であるため明記しております。実施期間の図につきましては、分かりやすくなるように修正いたします。</p>
5	<p>3 ページ、4 ページ</p> <p>構造的にまとめてみてはどうか。</p>	<p>今後の参考とさせていただきます。</p>

6	<p>基本方針2にあるように、子どもから大人まで共に学び共に育み生涯を生き生きと過ごせると良いと思う。 学校での部活動などで市民が共に活動できるものがあれば良いと思う。 学校の負担を考えると市民活動（サークル等）への活動参加も部活動として認めるという様に、地域の活動に子ども達が参加できると良いのではないかと思う。</p>	今後の参考とさせていただきます。
---	---	------------------

# 第2次 潮来市教育大綱(案)

(2019～2023年度)

2019年3月

茨城県 潮来市

1 はじめに

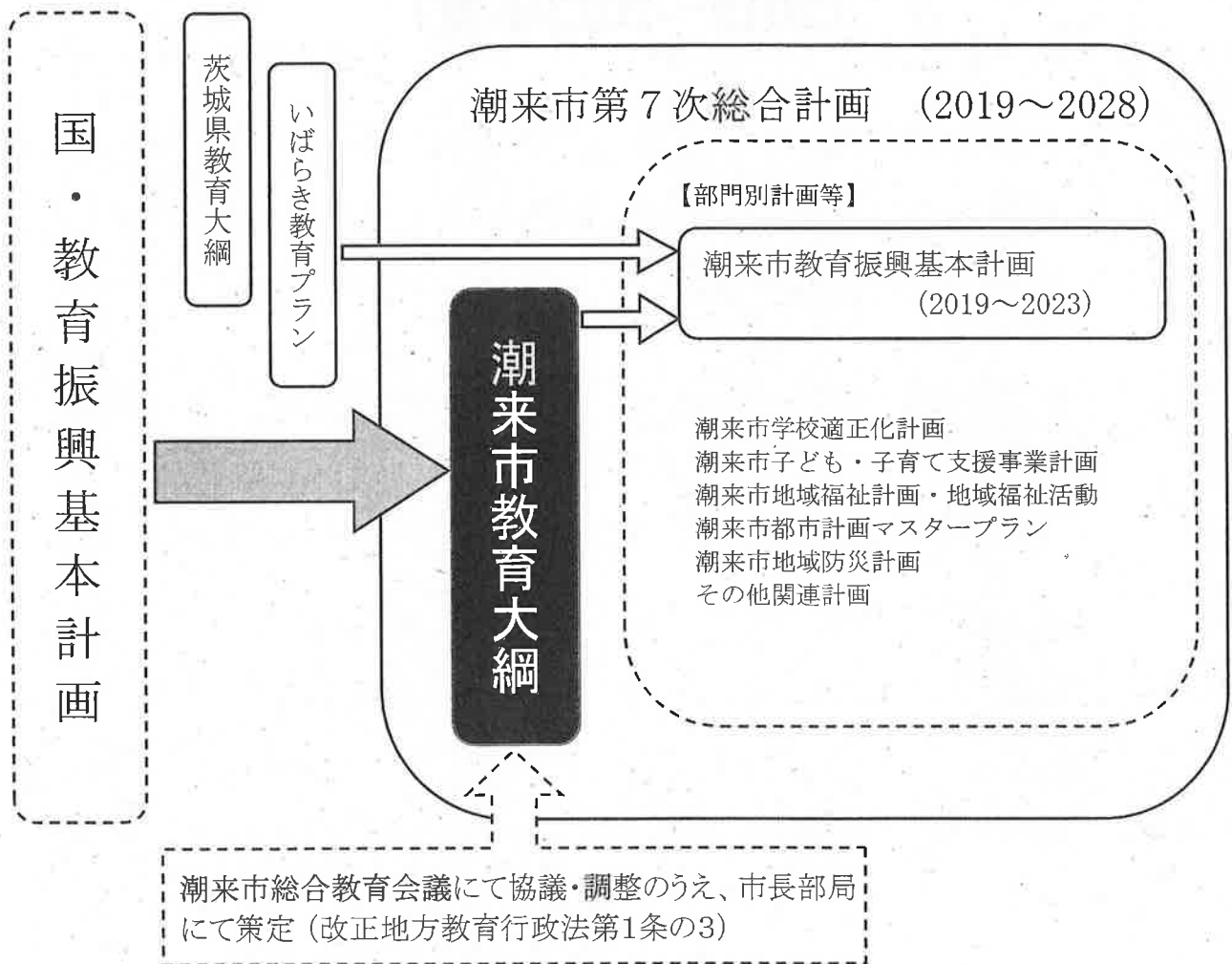
(1) 教育大綱策定の趣旨

教育大綱は、平成27年4月1日に施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下、「改正地方教育行政法という。」）」第1条の3に規定されるもので、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

なお、大綱策定に当たっては、改正地方教育行政法第1条の4第1項に基づき、市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議・調整することとしています。

(2) 教育大綱の位置付け

この大綱は、本市の教育行政を推進するための基本指針となるものであり、潮来市第7次総合計画に掲げたまちづくりの基本政策の達成に向け、教育に関する基本理念と基本方針を示すものです。



(3) 教育大綱の実施期間

本大綱は、2019年度から2023年度までの5年間を実施期間としますが、今後の社会情勢等の変化を踏まえ、毎年、総合教育会議において協議・調整を行い、状況に応じて適宜見直しを行います。

また、2024年度からの教育大綱についても、総合計画及び教育振興基本計画の策定と合わせて内容を精査し、総合教育会議において協議・調整のうえ策定することとします。

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
潮来市総合計画 (2019～2028)						潮来市第7次総合計画 基本構想 (10年間)				
	前期基本計画					後期基本計画				
潮来市教育大綱 (2019～2023)	第2次 教育大綱					第3次 教育大綱				
潮来市教育振興 基本計画 (2019～2023)	教育振興基本計画					第2次 教育振興基本計画				

## 2 教育目標

- ・自ら学び自ら考える力を育てる教育の推進
- ・豊かな心と将来への夢をはぐくむ教育の推進
- ・社会の変化に対応して主体的に生きる力を育てる教育の推進

## 3 教育政策のテーマ

### (1) まちづくりの理念

潮来市第7次総合計画における、まちづくりの理念

地域への親しみと誇りを育て、全ての世代市民が日々の生活を愉しみながら、未来につなぐまちづくり

### (2) まちづくりの3つの柱

まちづくりの理念を実現するため、3つの柱を基本とする施策を展開する。

『暮らしのための基本的な要素を充実する』

『地域に対する理解を深めその価値を高める』

『市民が自身の未来や生きがいを創る舞台となる』

### (3) 教育政策のテーマ

『次代へ引き継ぐ人材・文化を育む教育』



## 4 基本施策

### ○ 基本施策の方針1 未来の潮来を担う子供たちと学び・育む

潮来の未来を担う子供たちの健やかな成長を育むため、「知・徳・体」を基本とした基礎的な教育を重視し、自主性・自立性を養う教育に取り組み、国際社会に対応できる人材の育成を推進します。

また、子供たちが安心安全に学校生活を過ごせるようセーフティネットの構築に取り組みます。

### ○ 基本施策の方針2 ふるさと潮来の魅力を学び・育む

子供から大人までが、共に学び、共に育み生涯を生き生きと過ごすことが出来るよう、生涯学習活動やスポーツ・レクリエーションを推進し、すべての市民が笑顔で楽しむことが出来る地域づくりに取り組みます。

また、市民が潮来の文化・芸術や自然環境にふれあい、ふるさと潮来の魅力を生かすための活動を推進します。

